

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-25:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.101 22.102 22.106 22.107	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.101 埋込形機器の電子レンジは、ダクトによる通気設備を設ける場合を除き、必ず正面から通気しなければならない。 22.102 電子レンジの庫内通気口は、通気口から放出される湿気又はグリースが、電子レンジの充電部とその他の部分との間の沿面距離及び空間距離に影響を及ぼさない構造でなければならない。 22.106 全てのモニタされているドアインタロックの監視装置は、モニタされているドアインタロックのスイッチ部分がマイクロ波発振器を制御できない場合には、電子レンジを運転可能にしてはならない。 22.107 ドアインタロックの作動に影響を及ぼす単一の電氣的部品又は機械的部品の故障によって、電子レンジが動	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-25:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き					<p>作不能になる場合を除き、モニタされているドアインタロックの監視装置、又はその他のドアインタロックが、作動不能になってはならない。</p> <p>22.108 規定の組み込まれたドアインタロックは、過度のマイクロ波漏れが発生する前に作動しなければならない。</p> <p>22.114 基礎絶縁の故障又は緩んだワイヤが絶縁システムを橋絡するなどの単一故障があっても、ドアを開けた状態でマイクロ波発振器が運転できてはならない。</p> <p>22.115 電子レンジは、試験棒を視野スクリーンに押しつけたとき、試験棒は、庫内への侵入ができてはならない。</p> <p>22.117 マイクロ波漏れに対する保護に電子回路を用いる場合、電子回路の故障状態がマイクロ波漏れに対する保護に影響を与えてはならない。</p> <p>22.118 床から 900 mm 以上の高さの位置で用いる、着脱可能なターンテーブルをもつ固定形機器及び埋込形機器の電子レンジにおいて、通常使用中に、容器の不適切な取扱いによって、ターンテーブルの落下による危険な状態を引き起こしてはならない。</p> <p>24.101 感電に対する保護がクラス I 機器の電子レンジに組み込むコンセントは、単相の接地極付コンセントとし、かつ、定格電流が 16 A 以下とする。また、その他のクラ</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-25:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					スには、接地極付コンセントを用いてはならない。	
第三条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.103  22.104  22.105  箇条 24 24.101	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。  箇条 22 構造 22.103 電子レンジには、ドアを開けることによって作動する複数の適切なドアインタロックを組み込まなければならない。  22.104 規定のドアインタロックには、マイクロ波発振器又はマイクロ波発振器の電源回路を断路するスイッチを組み込まなければならない。  22.105 ドアインタロックの少なくとも一つは、隠さなければならない。巧みに操作しても動作可能になってはならない。可触となるドアインタロックを外から操作するより前に、このドアインタロックが作動しなければならない。  箇条 24 部品 24.101 電子レンジに組み込むコンセントの両極は、規定の定格電流値以下のヒューズ又は小形回路遮断器で保護しなければならない。	
第三条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。  箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-25:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き		保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		7.1  7.12   附属書 AA AA.7 AA7.12	7.1 電子レンジには、電子レンジが動作する公称周波数 (MHz) を表示しなければならない。  7.12 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 －警告：ドア又は（電子レンジの）庫内とドアとが接する面に損傷がある場合は、資格を有する者によって修理が行われるまで、電子レンジを運転しない －警告：破裂しやすいため、密閉された容器に、液体又はその他の食品を入れて加熱しない －電子レンジは、定期的に清掃し、あらゆる食品くずを取り除く  附属書 AA 複合形電子レンジ AA.7 表示、及び取扱説明又は据付説明 AA.7.12 取扱説明書には、次の趣旨の警告も記載しなければならない。 警告：電子レンジが複合モードで動作しているときは、高い温度が発生するため、子供は、大人の監視の下で用いることが望ましい。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 18	第 1 部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 18 耐久性 ヒンジ、マイクロ波シールなどの関係部分を含むドアシス	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-25:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				箇条 24 24.1.4	<p>テムは、通常使用状態で想定する摩耗に耐えなければならない。</p> <p>箇条 24 部品</p> <p>24.1.4 動作サイクル試験後、インタロックは、更なる使用に影響を及ぼすほどの損傷があつてはならない。</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1  箇条 15 15.102  15.103	<p>第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 6 分類</p> <p>6.1 電子レンジは、感電に対する保護に関し、クラス 0Ⅱ 機器、クラス I 機器又はクラス II 機器のいずれかでなければならない。</p> <p>箇条 15 耐湿性等</p> <p>15.102 電子レンジは、液体がこぼれても、電気絶縁に影響を与えない構造でなければならない。</p> <p>15.103 他の機器の使用中に取り扱う容器からこぼれる液体にさらされることを意図した電子レンジは、液体がこぼれても、電気絶縁に影響を与えない構造でなければならない。</p>	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 15 15.101	<p>第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 15 耐湿性等</p> <p>15.101 温度検知プローブの絶縁は、水の影響を受けてはならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-25:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 8  箇条 22  箇条 25 25.22  箇条 26	箇条 8 充電部への接近に対する保護（第 1 部の規定による。）  箇条 22 構造（第 1 部の規定による。） 充電部が、可触金属部に接触するおそれがない構造でなければならない。  箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタの挿入及び取外しの間、充電部に触れないような構造でなければならない。（第 1 部の規定による。）  箇条 26 外部導体用端子（第 1 部の規定による。） 端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れることができないものでなければならない。	
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 15 15.101	第 1 部の第七条第 2 号に該当する規定によるほか、次による。  箇条 15 耐湿性等 15.101 温度検知プローブの浸水試験後、プローブは、規定の漏えい電流値を超えてはならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 16 16.101	第 1 部の第八条に該当する規定によるほか、次による。  箇条 16 漏えい電流及び耐電圧 16.101 マグネトロンに電源を供給する変圧器の巻線は、適切な絶縁をもたなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-25:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				附属書 AA AA29 AA29.2	附属書 AA 複合形電子レンジ AA29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 AA.29.2 機器は、絶縁が庫内からの排気にさらされている場合、汚損度 3 を適用する。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.104	第 1 部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 19 異常運転 19.104 調理時に食品から発火して炎がほかの可燃性材料への延焼を想定した試験中、庫内の火が電子レンジの外部に漏れてはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 外郭、及び通常使用時に継続して手で保持する、又は短時間だけ保持する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。	
第十一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.101	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.101 縦開きドアをもち、開いたドアに負荷を載せることが可能な電子レンジは、十分な安定性をもたなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-25:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.112 22.116 22.119	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.112 温度検知プローブがドアに挟まれても、温度検知プローブが損傷してはならない。 22.116 自動車、トレーラハウスなどの車両に設置する電子レンジは、さらされる可能性のある振動に耐えなければならない。 22.119 ドアの外側ガラスパネルのガラスは、規定の衝撃試験を行ったとき、次のいずれかでなければならない。 a) ガラスが割れたとき小さな破片になるガラス b) ガラスが割れたとき通常の位置から外れないか又は落下しないガラス c) ガラスが割れたり、亀裂が生じたりしない、機械的強度を強化したガラス	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 箇条 22 22.22	箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。）	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-25:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条続き				22.23	22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。(第 1 部の規定による。)	
				22.41	22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。(第 1 部の規定による。)	
				箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第 1 部の規定による。)	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21 21.1 箇条 22 22.109 22.110 22.111 22.112	第 1 部の第十三条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.1 電子レンジのドアのヒンジへの機械的強度試験後、電子レンジのマイクロ波漏れは、規定する値を超えてはならない。 箇条 22 構造 22.109 ドアとドアを閉めたときドアの内側と向かい合う面との間に、薄い材料が差し込まれていても、過度のマイクロ波漏れがあってはならない。 22.110 ドアシール面が食品残留物で汚れていても、過度のマイクロ波漏れがあってはならない。 22.111 ドアの角にゆがみが生じるような力が加えられても、過度のマイクロ波漏れがあってはならない。 22.112 温度検知プローブがドアに挟まれても、過度のマイクロ波漏れがあってはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-25:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三 条続き				22.113  箇条 32	22.113 着脱できる部分を取り外しても、過度のマイクロ波漏れがあってはならない。  箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性電子レンジの外面から規定以上離れた位置でのマイクロ波漏れは、規定する値を超えてはならない。	
第十四	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19  19.7  19.9  箇条 22 22.40  22.49  22.50	箇条 19 異常運転  19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。）  19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。）  箇条 22 構造 22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第 1 部の規定による。）  22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第 1 部の規定による。）  22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-25:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四 条続き				22.51  箇条 30 30.2.3	隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。（第 1 部の規定による。） 22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 30 耐熱性及び耐湿性 30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十五 条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五 条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19  箇条 20 20.2  箇条 22 22.10	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き起こす引き金となってはならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 22 構造 22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-25:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五 条第2項 続き					維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはならない。（第1部の規定による。）	
第十五 条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十六 条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10  箇条 19  箇条 25 25.8	箇条 10 入力及び電流（第1部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。 （第1部の規定による。）	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19  19.11	箇条 19 異常運転  19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品におけ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-25:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七 条続き		する構造であるものとする。		19.11.4  箇条 29	<p>る任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、熔融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。）</p> <p>19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。（第 1 部の規定による。）</p> <p>箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の規定による。）</p> <p>機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。</p>	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55011 等の別規格で規定されている。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7  7.14	箇条 7 表示、及び取扱説明及び据付説明  7.14 表示は、容易に判読でき、かつ、耐久性があるものでなければならない。（第 1 部の規定による。）	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-25:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-25:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第 2 号 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十 条第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十 条第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-25:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4号 続き		示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				